国会事項

衆議院

質問書提出

十月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本郵政に関する質問主意書（山内康一提出）
独立行政法人地域医療機能推進機構法案に関する質問主意書（柿澤未途提出）
懲戒処分を受けた社会保険庁職員の官民人材交流センターでの再就職あっせんに関する質問主意書（柿澤未途提出）
貸し渋り・貸し剥がし対策に関する質問主意書（柿澤未途提出）
日本郵政新社長の職歴に関する質問主意書（柿澤未途提出）
中央省庁のタクシー使用に関する質問主意書（竹内譲提出）
自殺の防止に関する質問主意書（竹内譲提出）
地球温暖化対策税（炭素税）に関する質問主意書（竹内譲提出）
エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業に関する質問主意書（竹内譲提出）
新型インフルエンザワクチンに関する質問主意書（竹内譲提出）
外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

参議院

議事日程

十月三十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号
平成二十一年十月三十日（金曜日）
午前十時開議
第一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

政治倫理審査会会長辞任

十月二十九日政治倫理審査会は、次の政治倫理審査会会長の辞任を許可した。
政治倫理審査会会長　平田　健二

政治倫理審査会会長選任

十月二十九日政治倫理審査会は、政治倫理審査会会長を次のとおり選任した。
政治倫理審査会会長　高嶋　良充

議案受領（予備審査）

十月二十九日衆議院から次の議案が送付された。

北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案（石破茂外十名提出）（衆第一号）

質問主意書転送

十月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

インド洋補給支援活動を延長しない理由に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一号）
インド洋補給支援活動に対する各国政府からの要請に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第二号）
鳩山内閣における憲法九条の解釈に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第三号）
沖縄普天間代替基地移設先の考え方に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第四号）
我が国の温室効果ガス排出削減中期目標において基準年を一九九〇年とすることの是非に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第五号）
金融機関が中小企業等に対する貸付条件の変更等を実施した場合の債権区分変更及びその国際調和に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第六号）

裁判官弾劾裁判所

裁判長就任

十月二十九日、裁判長に次の裁判員が就任した。
土肥　隆一

人事異動

内閣

（内閣府大臣官房付）内閣府事務官　林　幸宏
（財務省大臣官房付）財務事務官　矢野　康治

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する
内閣官房国家戦略室室員を命ずる（各通）（十月二十三日）
阿部　守一

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に採用する
内閣官房行政改革推進室室員を命ずる
（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第三条第一項による）
任期は平成二十三年十月二十三日までとする（十月二十四日）
（福島家庭裁判所判事）判事　及川　憲夫
願に依り本官を免ずる（十月二十八日）

内閣府

（参事官（経済見通し担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付））内閣府事務官　林　幸宏
大臣官房に配置換する
（参事官（経済対策・金融担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付））同　籠宮　信雄
参事官（経済見通し担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付）に併任する（以上十月二十三日）
（参事官（企画担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））内閣府事務官　渡邉　清
大臣官房参事官に併任する（十月二十六日）

最高裁判所

東京家庭裁判所判事　本間　榮一
福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所長を命ずる（十月二十八日）

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の2第2項第1号の訓練の実施について、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第60条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成21年11月2日　総務大臣　原口　一博

1　訓練の実施期日及び時間　平成22年1月26日（火）から同月28日（木）までの3日間、毎日午前9時から午後4時まで

2　訓練の実施場所　〒185―8795 東京都国分寺市泉町2―11―16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

(1)　受付期間　平成21年11月2日（月）から同月30日（月）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成21年11月30日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2)　来庁時の受付時間　午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、合格した無線従事者国家試験の受験地等を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北8条西2―1―1 札幌第1合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町3―2―23 仙台第2合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南1―2―1 九段第3合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂2―2―60 金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁1―15―1 名古屋合同庁舎第3号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前1―5―44 大阪合同庁舎第1号館
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市宮田町8―5
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市二の丸1―4
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市東町26―29―4F